

# 第 24 回

## 岩手中部水道企業団議会定例会 会 議 録

令和 4 年 10 月 24 日 開 会

令和 4 年 10 月 24 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

## 第24回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和4年10月24日 (月曜日) 午後2時30分

2 閉会 令和4年10月24日 (月曜日) 午後4時30分

### 3 議事日程

日時 令和4年10月24日 (月曜日) 午後2時30分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告  
について

第7 議案第8号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

第8 議案第9号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算  
の認定について

第9 議案第10号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(12名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 及川恒雄君 | 2番  | 伊藤忠宏君  |
| 3番  | 菊池勝君  | 4番  | 平野明紀君  |
| 5番  | 照井明子君 | 6番  | 若柳良明君  |
| 7番  | 佐藤現君  | 8番  | 太田洋市君  |
| 9番  | 浅沼有朋君 | 10番 | 及川ひとみ君 |
| 11番 | 武田勝君  | 12番 | 小原享子君  |

### 6 欠席議員(なし)

### 7 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 3番 | 菊池勝君 | 4番 | 平野明紀君 |
|----|------|----|-------|

## 8 説明のため出席した者

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 企 業 長                          | 高 橋 敏 彦 君 |
| 副 企 業 長                        | 上 田 東 一 君 |
| 〃                              | 熊 谷 泉 君   |
| 〃                              | 及 川 義 明 君 |
| 監 査 委 員                        | 高 橋 守 君   |
| 〃                              | 萬 久 也 君   |
| 局 長                            | 木 村 仁 君   |
| 技 監                            | 小田島 敏 之 君 |
| 総 務 課 長                        | 久保田 幸 喜 君 |
| 経 営 企 画 課 長                    | 照 井 秋 彦 君 |
| 給 配 水 課 長                      | 小 原 良 朋 君 |
| 工 務 課 長                        | 林 崎 伸 師 君 |
| 浄 水 課 長                        | 八重樫 和 博 君 |
| 総 務 課 主 幹<br>兼 危 機 管 理 室 長     | 佐 藤 清 基 君 |
| 経 営 企 画 課 課 長 補 佐<br>兼 料 金 係 長 | 平 賀 聡 樹 君 |
| 経 営 企 画 課 長<br>経 営 企 画 係 長     | 菅 原 健 志 君 |

## 9 構成市町出席者

|           |           |
|-----------|-----------|
| 北上市生活環境部長 | 高 橋 景 子 君 |
| 花巻市市民生活部長 | 伊 藤 理 恵 君 |
| 紫波町建設部長   | 阿 部 薫 之 君 |

## 10 職務のため議場に出席した職員

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 書 記<br>(総務課課長補佐) | 伊 藤 剛 志 君 |
| 書 記<br>(総務課総務係長) | 高 橋 直 希 君 |

午後 2時30分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第24回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 2時30分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

3番菊池勝議員、4番平野明紀議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 業務報告

○議長（小原享子君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第24回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。既に御報告のとおり、企業団職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、10月21日現在で累計15名となっております。濃厚接触者等になった職員が出勤を制限される場合においても、在宅勤務を可能とする環境を整えたほか、感染拡大を抑制するため、引き続き手指消毒や換気、場面に応じた正しい

マスクの着用など、基本的な感染対策の徹底に継続して取り組んでまいります。

また、水道利用者への対応といたしましては、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の要請を受け、同感染症の影響により、国の生活福祉資金貸付制度等の対象となる方や、収入が減少し水道料金等のお支払いが困難な個人、企業から申請をいただいた場合、支払い期限を延長することを継続して実施しており、10月21日現在の申請者数は125件となっております。

次に、水道施設及び管路の整備に係る事業の進捗状況について申し上げます。最初に、水道管路緊急改善事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、布設後40年以上経過した基幹管路の更新事業となっており、令和2年度に改訂した岩手中部水道企業団管路更新計画に基づき整備を進めるものであります。

本年度は、4月に3億1,656万6,000円の内示を受け、順次工事及び委託業務を発注しているところであります。9月末現在では、予定している23事業のうち21事業を発注済みであり、残り2事業についても10月中旬に発注見込みとなっております。

次に、配水支管更新事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、管路更新計画において配水支管と定義している管路の更新事業であります。9月末現在では、予定している47事業のうち33事業を発注済みであり、残り14事業についても11月中旬に発注見込みとなっており、年度内の完成に向け進めております。

次に、水道施設適正化事業の進捗状況について申し上げます。本事業は、今後更新時期を迎える浄水及び送配水施設の再構築を目的に、施設の延命化や更新工事を進めるものであります。9月末現在では、予定している19事業のうち18事業を発注済みであり、残り1事業については債務負担行為を設定し、10月中旬に発注見込みとなっております。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（小原享子君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 今、水道利用者に対しての貸付制度と支払い延長に関して、10月21日現在申請125件という報告がありましたけれども、これは支払い延長のほうだけでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 及川議員さんの質問にお答えさせていただきます。

支払い延長の125件という件数についてでございますが、この制度は令和2年から始まっております。これの今までの累計の件数が125件ということであります。現時点でございますが、現在

徴収の猶予となっている方は4件ほど、実際申請をいただいて1か月、2か月程度延長している形が4件ほど今現在あるという形になっております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 現金出納検査の報告

○議長（小原享子君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（高橋直希君） 現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和4年8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証ひょう書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 一般質問

○議長（小原享子君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 通告に従い、水道管の老朽化に伴う実効性の高い管路更新について、1項目について質問いたします。

水道事業は、全国的に施設の老朽化が進む一方で、人口減少の進行、災害等の危機管理への対応等が迫られる中で、法定で40年とされる耐用年数を経過した老朽管を限られた財源の中で計画的に更新をしていくことが課題となっています。

こうした中で、近年老朽管の破損に伴う大規模な断水事故が全国で相次いで発生しており、効果的かつ効率的な老朽管の更新に取り組むことが迫られています。岩手中部管内においても、

今年4月、9月と花巻市内で相次いで大規模な漏水事故が発生し、住民生活に支障を来すばかりでなく、道路の路面復旧にかかる間、交通にも支障を来すなど、市民生活への影響が出ています。

岩手中部管内には、令和3年度末で2,844キロメートルの送配水管が布設され、管路更新率は、令和2年度0.83%、令和3年度は0.99%となっており、それぞれKPIで設定した目標値を下回る形となっています。結果、経年管は増加しており、漏水、破損のリスクが高まっています。

そこで伺います。1点目は、水道管の老朽化の現状についてです。漏水、破損事故の際には、大口径の配水管ほど多くの市民、事業者に影響が及びます。口径150ミリメートル以上の大口径配水管の延長、また40年、50年を超える老朽管の延長の割合は、管種、口径ごとにどうなっているのか伺います。

2点目は、老朽管の破損事故の発生状況と住民生活への影響等についてです。今年9月27日に花巻市吹張町内で発生した漏水事故は記憶に新しいところですが、この1年で岩手中部管内で発生している大規模な破損事故の発生に係る配水管の管種、口径、布設時期はどうなっているのか、当該配水管の布設替えの予定はどうなっているのか伺います。

漏水、破損事故は、緊急の修繕工事によって、多額の修繕費、路面復旧費が生じるほか、市民生活のみならず、医療、介護施設、事業所の活動にも大きな影響を及ぼします。大規模な漏水事故の発生に伴う復旧経費、補償費はどうなっているのか、住民の生活への影響をどう捉えているのか伺います。

3点目は、漏水調査の現状と課題についてです。漏水調査は、現状専門業者への委託によって流量監視、路面音聴調査が行われ、令和3年度は366件の漏水箇所が発見されています。漏水調査に係る委託契約は、令和3年度に契約方法が見直され、複数年契約によって早期の漏水発見に努める方針に基づき実施され、効果が上がっていますが、これに伴って委託費用も膨らんでおり、令和3年度から3年間の契約では、総額2億9,700万円、単年度で9,900万円となっています。漏水調査に係る経費と効果の現状、課題をどう捉えているのか伺います。

4点目は、さらなる効率的かつ効果的な漏水調査、管路更新についてです。漏水を防止し、安全、安心の水道施設を維持していくためには、緊急性の高い水道管を計画的に更新していく取組が重要であると考えます。現状管路更新のルールはどうなっているのか。また、破損事故の発生等に伴う検証、見直しはどうなっているのかお伺いします。

全国的に先進的な取組として、AIを活用した管路更新診断、漏水調査が注目されています

が、実効性の高い管路更新のため、そうした新しい技術を導入する考えはないでしょうか。

以上です。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道管の老朽化の現状について申し上げます。40年、50年を超える老朽管の管種、口径ごとの延長及び割合であります。配水管の総延長は2,684.3キロメートルであり、そのうち口径150ミリメートル以上の配水管は901.5キロメートルとなっております。

口径150ミリメートル以上の配水管のうち40年を超える老朽管の延長は142.3キロメートルであり、配水管の総延長に占める割合は5.3%となっております。

この40年を超える老朽管の管種ごとの内訳は、ダクタイル鋳鉄管87%、硬質塩化ビニル管6%、その他鋳鉄管、鋼管等7%となっております。

また、口径ごとの内訳は、口径150ミリメートル43%、口径200ミリメートル14%、口径250ミリメートル以上43%となっております。

そのうち、50年を超える老朽管の延長は15.6キロメートルであり、配水管の総延長に占める割合は0.6%となっております。

この50年を超える老朽管の管種ごとの内訳は、ダクタイル鋳鉄管58%、硬質塩化ビニル管5%、その他鋳鉄管、鋼管等37%となっております。

また、口径ごとの内訳は、口径150ミリメートル26%、口径200ミリメートル24%、口径250ミリメートル以上50%となっております。

次に、老朽管の破損事故の発生状況と住民生活への影響等について申し上げます。この1年で、岩手中部水道企業団管内で発生した500世帯以上に影響のあった大規模な漏水事故は、4月と9月に花巻市内で発生した2件となっております。

破損した管は、1965年布設のダクタイル鋳鉄管と1955年布設の鋳鉄管で、いずれも口径は400ミリメートルであります。

これら2件の配水管の布設替えの予定であります。現在設計業務委託を進めており、令和5年度から順次施工してまいります。

また、漏水事故の発生に伴う復旧経費、補償費についてであります。復旧経費については、管路修繕はもとより、道路復旧に要する経費を関係機関と協議し、負担しております。補償費については、濁水等事故発生時の補償についての内規を定め、事故発生の原因により損害賠償の有無を判断し、対応しております。

漏水事故により、住民の方には水圧低下及び道路の通行止め等、多大なる御不便、御心配をおかけいたしました。このような事故が起こらないよう管路の更新を進めるとともに、災害時に備えた体制を整え、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、漏水調査の現状と課題について申し上げます。漏水調査については、令和3年度から公募型プロポーザルにより選定した業者に委託しております。履行期間は、令和5年度末までの3年間とし、委託費は各年度9,900万円となっております。

初年度である令和3年度は、配水・給水施設合わせて366件の漏水箇所を発見し、早期の修繕を行った結果、令和3年度における有収率の向上に貢献したものと捉えております。

また、漏水調査の課題についてであります。さらなる漏水箇所の早期発見、早期修繕のため、配水区におけるブロックの細分化を行っていく必要があると考えております。

次に、さらなる効率的かつ効果的な漏水調査、管路更新について申し上げます。岩手中部水道企業団管路更新計画では、最も効率的かつ効果的に管路を更新するための必要な基準を定めております。今回の破損事故の発生に伴う基準の変更は考えておりませんが、管路の被害状況により緊急度、影響度を鑑み、更新計画の見直しを適宜行ってまいります。

また、A Iを活用した管路更新診断及び漏水調査については、導入事業体の情報収集やメーカーを招いての説明会、先進地視察等を行い、A I技術の導入に向けて取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） この1年で発生した2件の大規模漏水について、布設年度が、片方が1965年、もう片方が1955年ということで答弁をいただきました。最初の40年、50年を超える管の状況ということでも答弁をいただきましたし、最後のほうの答弁で更新基準を定めているというふうなことでの御答弁もありました。これらは、今回かなり老朽管の部類に入る管であるというふうに思いますけれども、布設替え、更新を来年度以降実施するということなのですから、この更新について、これまで更新されていなかったのはなぜかということ、その基準に照らして更新対象とはなっていないかったということなのか、何か事情があつてというふうなことなのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

管路更新計画の中の更新の順位、この設定の仕方でございますけれども、まずは老朽度と物

理的評価等の優先順位を図るために、日本水道協会のほうから水道施設更新指針というものが出ております。それに基づきまして、重要度評価と総合物理的評価を併せて定量評価を行って、点数が低いほど優先順位が高いということでございますので、当企業団の管路延長、対象管路のものを全て評価をかけて、その中の優先順位の中には入ってこなかったということでございます。

管路更新計画につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年ということで設定しておりまして、材木町については、ほんの一部だけ令和7年度に上がってきておりますが、それ以外については上がってこなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 先ほどの漏水事故の復旧に係る経費のことについて伺いたいと思います。

経費については、それぞれ道路復旧を含めて協議して決めている、あるいは補償も必要に応じて行っているということですが、例えば令和3年度の決算でいうと、配水のところに係る修繕費2億円余りとなっているのですけれども、例えばこうした中のうち漏水破損事故に係る修繕費の内訳というのはあるものでしょうか。要は漏水破損に係る復旧経費というのが、例えば令和3年度でいえばどれだけかかっているのかということ、出ていましたならば教えていただければと思います。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 漏水に係る経費ですが、令和3年度は全体で1億9,557万円で、件数としては571件になっております。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） これは路面復旧費も含めてですか。細かいのでいいですけれども。

それで、管路更新の先ほど計画、厚生労働省のほうの指針に基づいて管路更新の計画を定めているということでしたけれども、そうした計画策定については、今回のような漏水破損、年間何百件もあるというふうなことなわけですが、そうしたデータというのはどの程度反映されているものなのかということについて伺います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） お答えいたします。

このような漏水事故が発生しますと、管路更新計画での一番の優先順位を企業団選定路線と

いうことで定めております。第2に、先ほど申し上げました日本水道協会の指針から抽出したもののということになりますので、漏水事故が発生した現場は、当然企業団選定路線に当てはまりますので、優先順位最優先という形に上がってきております。今回もそのようなことで委託等を発注して、来年度以降から順次早急に対策をしていくということでございます。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） そうしますと、ある程度は反映されているというふうな受け止め方になろうかというふうに思いますが、今回取り上げましたのが、その先進技術でありますA I等を活用した漏水調査、あるいは管路の老朽診断というふうなことを導入してはどうかということの内容なわけですが、先ほど先進事例なども研究しながら進めたいというふうなことでありましたけれども、この有効性については、どの程度の確認をされているものかを教えていただければと思います。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 有効性というか、先進地事例を確認したり、メーカーを呼んだりして、その成果について今検証中でありますので、どの程度というのは把握し切れていないのが現状です。ただ、A Iを用いて健全な管路と判断できるのは、高い精度だということで評価を得ているようなので、今後A Iを用いて非開削による既存管路における漏水危険度の把握と、あと効果的な漏水調査への活用、老朽管更新への反映について、今先進地で確認しているところであります。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 今先進事例を研究しているところだというふうなことでありますけれども、私も、先進事例ということになるのだと思いますけれども、愛知県豊田市の事例あるいは会津若松市の例もお聞きをいたしましたけれども、この内容については配管データと漏水データ、これはA Iの漏水調査を含む漏水データというふうなことでありますが、これはA Iの仕組み、あと漏水データが多いほど精度が向上するというふうなことのようでありまして、そうしたデータも活用しているというふうにお聞きをしております。あとは、環境データベース、これは当然その地域の気象条件とか、土質条件とか、様々あると思いますけれども、そうしたことを加えたデータをA Iに学習をさせて、水道管の老朽化を予測させるというふうなことで、非常に先進事例では成果が上がって、まだ年数そんなに長くないですけれども、成果も出てき

ているというふうに伺っております。検討を進めるということですので、ぜひそうしたことを市民生活、安心・安全の水道、供給確保というようなことでも、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。特にこの点は答弁はよろしいですけれども、ありましたならばお願いしたいと思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 今、平野議員がおっしゃったように、豊田市と会津若松市、こちらのほうには職員を派遣して、先進地の事例を確認させております。それについて詳細な報告書というのは、先週豊田市に参ったものですから、まだ上がってきていないのですけれども、口頭で報告を受けた中では、大分有効性が認められるというふうな話もちよっと聞いておりますので、これについては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 以上で4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

次に、5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 5番照井明子でございます。議長のお許しをいただき、岩手中部水道企業団議会におきまして、初めての一般質問をさせていただきたいと思います。平野議員と重複する部分もございますけれども、御了承いただきますようお願い申し上げます。

私は、水道事業は、公共の福祉を増進するためのものと捉えております。この立場から管路更新計画及び漏水対応について、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、今年度漏水が発生いたしました花巻市内の配水管の更新年度についてお伺いをいたします。岩手中部水道企業団では、管路更新計画を策定して、現在令和3年度から令和7年度までの5年間の整備計画に基づき、管路更新事業が進められております。計画には、更新優先順位決定の基本方針で優先順位1の企業団選定路線と、優先順位2の更新指針による評価路線が抽出され、早急に更新が必要から健全までの重要度別の12区分の管路の更新順位づけが示されております。今年度漏水が発生いたしました花巻市内2か所は、同一の配水管とお聞きいたしましたましたが、更新年度についてお伺いをいたします。

2点目は、更新事業費の財源についてお伺いをいたします。管路更新計画によりますと、基幹管路への投資可能額を8.6億円、配水支管への投資可能額を10.7億円とし、更新率1.1%以上を目指すとして示されております。事業費は、水道管路緊急改善事業に基づき、国の交付金、構成市町及び企業団負担によるとお伺いをいたしましたますが、もう少し詳細にお伺いをするものです。

3点目は、材木町地内での漏水発生における修理資材の手配及び対応の検証についてお伺い

をいたします。4月14日、情報連絡票によれば、修理資材を関東から手配と報告されておりますが、この経過についてお伺いをいたします。あわせて、対応の検証についてお伺いをいたします。

以上、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 照井明子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今年度漏水が発生した花巻市内の配水管の更新年度について申し上げます。岩手中部水道企業団管路更新計画においては、今回の材木町及び吹張町地内の漏水箇所の配水管は、整備計画対象となっておりませんでした。漏水の発生を受け、管路の被害状況により緊急度、影響度を鑑み、優先順位を上げたところであります。

材木町地内の配水管については、現在設計業務委託を履行中であり、令和5年度から順次施工してまいります。また、吹張町地内の配水管については、設計業務委託の発注に向けて準備を進めているところであります。

次に、更新事業費の財源についてであります。管路更新計画において定義する管路の種類によって異なるものとなっております。まず、管路更新計画において基幹管路と定義しているものにつきましては、水道施設耐震化等推進事業費補助金を活用し、実施しております。事業費の財源内訳は、補助金が3分の1、構成市町出資金が3分の1、残り3分の1は、6割を企業債、4割を留保資金としております。また、管路更新計画において配水支管と定義しているものにつきましては、事業費のうち6割は企業債、4割は留保資金を財源としております。

なお、令和3年度の管路更新事業の実績につきましては、24キロメートルの更新を実施し、事業費は21億1,764万800円でありました。

本事業に係る財源の内訳は、補助金収入が6億2,386万4,000円、構成市町出資金が4億9,822万6,000円、企業債が3億3,360万円、留保資金が6億6,195万800円であります。

次に、材木町地内での漏水発生における修理資材の手配及び対応の検証について申し上げます。修繕に係るバルブを確認したところ、止水するバルブの固着により操作不能であることが判明し、漏水地点の前後にバルブを新たに設置することといたしました。

この修繕に対応する資材の手配について、各業者に調査を行ったところ、関東からの搬送となったところであります。

また、対応の検証についてであります。材木町の漏水事故の対応に関する改善点や課題等の抽出を行い、改善内容等を検証し、広報、給水所の設置、関係機関への連絡及び職員間の情

報共有等について確認いたしました。

今後、漏水事故が発生した場合においては、この検証結果を踏まえた対応を行うこととしたところであります。

以上であります。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、配水管の更新についてでございます。私、過日に企業団を訪問いたしまして、林崎課長様はじめ担当職員の方々から詳しく御説明を伺いました。大変ありがとうございました。

その中で、先ほど御答弁にもありましたとおり、また平野議員の質問の中でも示されたように、今年度漏水した花巻市内の配水管は、健全と評価をされていたというお話でございます。そこで、今後もこうした予測不能の漏水、今後も発生すると思われます。更新計画のフォローアップには、老朽度調査というのが示されておりますが、この老朽度、管路の老朽化率の現況について、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 照井議員の御質問にお答えいたします。

管路更新計画上の優先順位の決定方法につきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、老朽度の考え方等を入れていないのかということですが、これは物理的評価という項目がありまして、その中で網羅されているということでございます。

管の状態につきましては、あらゆる因子、例えば地下水であったり、土質の状態であったり、酸性土であれば当然腐食は進んでいくとか、いろんな要因がございます。そこら辺を全て鑑みて、優先順位の抽出ということを行ってまいりました。

そこで当然漏れていく部分がございますので、前の平野議員の質問でお答えしたとおり、私たちが想像ができない部分をA Iで抽出して、それを補完していくようなことを今検討しておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） ちょっと私の聞き方が不鮮明であったと思います。全体の管路についての全体の老朽化率、これについてお尋ねしたところです。すみません。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 老朽化率という、先ほど平野議員への回答と重複いたしますが、

基本的に管路というのは40年を基準として、それを超えたものが老朽管と呼ばれております。先ほど申したとおり、全体延長では2,684.3キロメートルあるわけですが、そのうち40年を超える老朽管と申すのは142.3キロメートルでございます。それで、さらに50年を超えるものはないので、延長は15.6キロメートルになっております。

率で申しますと、40年を超したものについては5.3%で、50年を超したものが0.6%となっております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 分かりました。申し訳ございません、平野議員のときのをちょっと聞き漏らしておりました。

それで、この更新計画では、令和4年度の更新率は1.19%と示されております。一方、更新管は耐震管で更新されておりますので、更新計画では耐震管率は22%と示されております。水道ビジョンでは、管路更新需要について、令和3年度から令和102年度までの100年間について、10年ごとに示されておるわけでございますけれども、耐震管路に更新されますと、これはもうしばらく長く持続可能ということになると思いますけれども、こうした老朽管の更新、全ての40年を超している管路5.3%と50年を超している0.6%、これら全ての更新に至るまでどのぐらいの期間を要するのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 全体のうち、私どものほうで把握しております配水管、その中で極めて悪い、早急に更新の必要という管路は1,131.5キロメートル、全体の42.4%ということで、管路更新計画には示してございますが、その中で、当然優先順位を決めた上で、財政上の計画、それを併せて、例えば耐用年数を40年ではなくて60年で設定するとか、80年で設定するとか、そこは経営サイドの判断になりますが、そのようなことで設定をしております。早急に更新が必要という1,131キロメートルについての何年かかるかというのは、現在まだ把握してございません。取りあえず5年ごとに更新計画を見直ししながら、また3年スパンぐらいでローリングを検討しなければならないのではないかという議論も始まっておりますが、それで順次設定をしていくということで考えております。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それでは、ここの段階までは理解しました。

それで次に、更新事業費、財源についてでございます。水道管路緊急改善事業、これは国の交付金がありまして、基幹管路更新対象となっており、そして配水支管は企業団単独という

説明を受けたところでございます。そこで、国の交付金の限度額、これについてお尋ねしたい  
と思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 基幹管路の補助対象の限度額でございますが、5億円ということで  
設定をされております。

以上です。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 5億円ということでございますが、それに対して、恐らく令和3年度  
におきましても、満額この交付金を活用されていないのではないかというふうに思われるわけ  
ですけれども、その点についての確認と、それから先日説明を受けたときに、実は追加交付も  
あったのです。しかしながら、今の時期追加交付という連絡を受けても大変困るのですという、  
そうしたお話がございました。私は、やっぱりそういった課題については、しっかりと県や国  
に伝えて、追加交付の時期を早めていただくとかをして、このように更新管路がたくさんある  
わけでございますので、事業をどんどん、どんどん進めるという積極的な対応が必要になるの  
ではないかというふうに思っておりますけれども、その点についての御所見をお伺いしたいと  
思います。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 議員おっしゃるとおり、実は先日も追加の要望のものが参りまし  
て、今要望が来て補助申請をしたとしても、これから発注準備等を行っていくと、どうしても  
冬の工事になってしまうと。そうすると、割り当てられたというか、内示を受けた事業費、そ  
れを全てこなすことができない。また、今回国から示されていますのは、本省の繰越し分とい  
うことで、令和4年度から令和5年度への繰越しができませんというふうな条件がついてござ  
いました。ですので、繰越しが可能であるのであれば、検討もやぶさかではないというふうに  
考えていたのですけれども、繰越しができないとなれば、当然気象的条件が悪いこの地域です  
と、やはりちょっとリスクが高いということで見送らざるを得なかったということでございま  
す。これについては、本当に国や県、県を通して、なるべく早くいただければ、うちもやると  
ころはいっぱいあるよというふうなことで申し入れていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） それから、3点目の漏水の修理資材の手配及び対応の検証についてで

ございますけれども、4月、9月に発生しております漏水の関係に当たりましては、職員また事業関係者の懸命の復旧には、心から敬意を表したいと思います。資材の手配のために、やはり時間がかかったために、本当に復旧に遅れを来したというふうに私は思っておりますし、今後同じようなケースも起こり得ると思うのです。そういったときに、また関東からわざわざ調達しなければならないのかという、この体制について若干不安を感じておりますが、何か改善するような、そうした検討などはなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（小田島敏之君） ただいまの質問にお答えします。

4月の材木町の漏水につきましては、漏水を止めるまで18時間かかりました。大変御心配と御迷惑をおかけしたところです。

まず、バルブの設置について説明したいと思います。通水している状態で、管に新たにバルブを設置する工事というのは、特殊な機材または特殊な技術を要するため、小口径であっても地元の業者ではできません。最短でも、不断水バルブメーカーの支店がある仙台市からの派遣になってしまいます。不断水バルブを設置するための機械については、口径ごとに機械が別々にありまして、資材メーカーはそれを全部そろえております。

ただ、口径が大きくなるに従いまして、大型の機械になるとともに、指数関数的に非常に高額なものになります。反面口径が大きくなるほど使用頻度が少ない傾向があります。ここ1年で400ミリメートルを超える大口径管の漏水で緊急に不断水バルブを設置した事例は、東北では岩手中部水道企業団の材木町の件のみでありました。それで、全国に拡大しても、1年で10件にも満たないとのことでした。このことから、メーカー側としては、大型で高額、保管経費もさらにかかる大口径機材を複数所有して、それを各拠点に配置することは非常に困難であると思われます。それで、我々水道事業体側から、あらゆる事故に対して各拠点から対応できるよう強く求めることは、ちょっと厳しいのではないかと考えるところです。

先日不断水バルブメーカーに大口径穿孔機、いわゆるバルブを設置する機械の配置状況について改めて確認しました。それによりますと、今回の岩手中部の事例を受けて、新たに400ミリメートルの穿孔機を追加製作中で、12月をめどに仙台に配備予定とのことでした。万が一ということは考えたくないのですが、またあった場合は仙台からの派遣になりますので、数時間で対応できるということを確認しております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 国と連携ということになりますでしょうか。やはりそうした対応は、しっかりと整えていく。高額であるならば、やはり国できちんと拠点を設けて配置していただくとかという、そうしたことも視野に入れながら、今後とも考えていただきたいなというふうに思っております。これは危機管理体制の一つだというふうに思っています。危機管理センターも今度落成するようでございますので、そうしたところなども含めまして、今後ともしっかりと体制を取っていただきたいというふうに思っています。

それから、災害対策本部が設置をされました。特に4月の材木町の場合、市民が飲料水として飲めるまでに1週間ほどかかったと。そうした大規模なバルブの資材の調達などもあったので、多分そのぐらいかかっているとは思いますが、しかし対策本部が翌日の4月15日には解散をされております。私は、災害対策本部は、せめて水道水が飲料水として使えるようになるまで、それが復旧だと思うのです。それまで設置を継続するべきものではないかというふうに感じたものでございますが、その点についての御所見をお伺いをして終わりにしたいと思います。

○議長（小原享子君） 技監。

○技監（小田島敏之君） 災害対策本部を解散したタイミングというのは、水圧が正常になって、濁水がなくなったというところを確認したつもりでした。ただ、一部については、エア混じりの白水、いわゆる炭酸水の細かいような状態になることがありますので、そのような影響は出たかもしれません。

説明を終わります。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 先ほど法定耐用年数超過率ということで質問があつて、平野議員からは150ミリメートル以上でしたので、全体としては11.94%でした。すみません。

○議長（小原享子君） 以上で5番照井明子議員の質問を終結いたします。

---

## 日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（小原享子君） 日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

以上で地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告につきまして、説明を終わります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 議案第8号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する 条例

○議長（小原享子君） 日程第7、議案第8号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程になりました議案第8号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に対応するため、所要の改正を行おうとするものであります。

第2条は、育児休業をすることができない職員を定めるものですが、非常勤職員の育児休業の取得制限を緩和するものであります。

ページを進んでいただきまして、第3条は、同法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を定めるものでありますが、職員の育児休業の取得回数制限等について緩和するものであります。

第10条は、同法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を定めるものですが、本文中の「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第9号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（小原享子君） 日程第8、議案第9号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第9号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について提案の理由を申し上げます。

1ページの事業報告書でございますが、令和3年度は、岩手中部水道企業団水道ビジョンにおける実施施策の着実な実現に向け、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道施設適正化事業及び更新事業を継続するとともに、新たに水道管路緊急改善事業を実施したほか、有収率向上のための漏水調査等を実施し、効率的な事業運営の推進に努めたところです。

また、危機管理センター整備事業については、建築、機械設備、電気設備及び道路の工事を行ったほか、集中監視システム構築については、公募型プロポーザル方式により業者を選定し工事を行いました。

今後も、「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、水道ビジョンに掲げる「地域と未来をつなぐ岩手中部の水道」の基本理念の下、水道事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は9万5,908件で前年度に比較して1,456件、率にして1.5%の増、給水人口は20万9,952人で前年度に比較して1,161人、率にして0.5%の減とな

っております。

また、総配水量は、前年度に比較して0.8%の減、有収水量は0.4%の減となり、有収率は87.1%で前年度に比較して0.4ポイントの増となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として、和賀川浄水場除マンガン施設工事を行ったほか、高円万寺浄水場緩速ろ過池・調整池更新工事等を施工しております。

また、配水及び給水施設整備事業として、山の神諏訪線配水管布設工事、国道4号村崎野地区配水管等布設工事のほか、水路改修や道路改良等に伴う配水管移設工事、消火栓新設工事等を施工しております。

また、水道広域化促進事業では、統合関連事業として、岩手中部浄水場非常用自家発電設備更新工事、赤沢送水ポンプ場電気機械設備工事、星山地内ほか配水管布設工事及び遠山地内ほか配水管布設工事等を施工したほか、経年施設更新事業として、耐用年数を経過した老朽管の更新工事を施工しております。

また、危機管理センター整備事業として、建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事及び道路建設工事を施工しております。

また、水道管路緊急改善事業として13か所の基幹管路更新工事を施工したほか、基幹管路更新工事の設計業務を行っております。

さらに、営業設備費として、水質検査機器、業務用車両の更新のほか、施設台帳管理システムソフトの改修を行っております。

次に、漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査、流量測定調査及び戸別調査を実施し、366件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところがあります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、給水収益、消火栓維持管理負担金、長期前受金戻入の増等により事業収入が61億8,919万8,014円となりました。また、事業費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費の増等により57億5,664万5,593円となり、その結果、当年度の純利益は4億3,255万2,421円となりました。

資本的収支は、企業債、構成市町負担金の増等により収入総額が27億4,241万9,822円となりました。また、支出総額は、建設改良費、企業債償還金が共に増となったことにより60億9,170万9,271円となり、その結果、収支差引き不足額は33億4,928万9,449円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3 ページの（２）の経営指標に関する事項につきましては、地方公営企業法施行規則の改正により、事業経営の実態を端的に示すものとして、今年度より追加したものでございます。

経営の健全性を示す経常収支比率は、長期前受金戻入の増加等による収益の増加を原水及び浄水費の増加等による費用の増加が上回ったことから、前年度に比較して0.09ポイントの減の107.51%となっております。

料金水準の妥当性を示す料金回収率は104.35%となっており、前年度に比較して0.98ポイントの減となっておりますが、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は47.31%となっており、前年度に比較して0.67ポイントの増となっております。

法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す法定耐用年数超過管路率は11.94%となっており、前年度に比較して2.65ポイントの増となっております。

当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は0.99%となっており、前年度に比較して0.16ポイントの増となっております。これは、広域化促進事業の繰越しにより浄水施設整備の更新を行いつつ、管路更新計画の改訂に伴い基幹管路の更新を実施したためであり、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

4 ページの（３）の議会議決事項は、議決、認定賜りました9件を記載しております。

（４）、行政官庁認可事項から、（６）、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたしまして、5 ページ、2、工事につきましては、7 ページまで1件1,000万円以上の建設改良工事61件を記載しております。

以下、8 ページの3、業務から13 ページの4、会計までに記載しております内容は、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります。16 ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が67億616万4,242円で、予算額66億8,850万3,000円に対して1,766万1,242円の増となっております。

支出の第1款水道事業費は、決算額59億5,804万23円で、予算額65億402万8,000円に対して5億4,598万7,977円の不用額となっております。詳細につきましては、28 ページから34 ページに内容を記載しております。

18ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入は、決算額27億4,241万9,822円で、前年度からの繰越しを加えた予算額30億65万2,000円に対して2億5,823万2,178円の減となっております。

支出の第1款資本的支出は、決算額60億9,170万9,271円で、前年度からの繰越しを加えた予算額65億3,378万4,000円に対して、次年度への繰越額3,128万1,000円を除いて4億1,079万3,729円の不用額となっております。詳細につきましては、35ページから37ページに内容を記載しております。

次に、21ページの損益計算書であります。当年度純利益は4億3,255万2,421円となっております。

次に、22ページの剰余金計算書であります。資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金4億3,255万2,421円全額を議会の議決による処分とし、減債積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

24ページからは貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、38ページ、39ページには固定資産明細書、40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これらについては説明を省略させていただきます。

以上、令和3年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定と併せまして、よろしく御審議の上、原案のとおり議決及び認定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小原享子君）** 続きまして、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第7の審査の結果までとし、第8、審査の概要以降は朗読を省略いたします。書記。

**○書記（総務課総務係長）（高橋直希君）** 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

第1、審査の種類。令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算に係る決算審査。

第2、審査の対象。令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類。（以下「決算書類等」という。）

第3、審査の着眼点。1、事業の運営が当初の目的に対して、計画どおり進んでいるか。

2、決算書類等が証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。

3、事業が合理的かつ効率的に運営されているか。

4、会計事務が適法な手続によって処理されているか。

5、予算の執行は、適正に行われているか。

第4、審査の主な実施内容。諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。なお、審査は、全て岩手中部水道企業団監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して行った。

第5、審査の実施場所。花巻市交流会館、第2または第4会議室。

第6、審査の日程。令和4年6月29日、7月25日、8月23日及び9月30日。

第7、審査の結果。1、決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。

2、決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。

3、事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。

4、予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、決算書の内容について4点ほど質問いたします。

まず、決算書10ページのところですけれども、財務分析及び経営分析のところで、料金収納率、記載がされています。令和3年度は98.16%、これは現年と滞納繰越分を合わせてだと思えますが、詳しい資料、監査報告の13ページに詳しい数字が載っていますけれども、ちょっと低下しているということでもありますけれども、この低下の要因はどのように分析されているのか伺いたいと思います。というのは、多分これ収納率については、業務委託の際にプロポーザルで業者から提案を受けている、確保すべき収納率についても提案されていると思うのですが、その辺との関わり、整合性などどうなのかというふうなこと。あとは、近年クレジット決済とか、キャッシュレス決済なども始めるということで、決算書のほうの内容を見ますと、コンビニ収納等の手数料も膨らんできているようなのですけれども、例えばそうしたことで企業団としての経費が別にかかってきている部分もあると思うのですが、その辺進めることによつての収納率への影響等、どのように分析をされているのか、まず1点伺いたいと思

ます。

2点目が、28ページ、水道事業収益あるいは事業外収益ということになるのかなと思うのですが、令和元年度に片寄配水池の小水力発電施設の整備が行われていると思います。その際、私たちが説明を受けた際には、これについては全量売電をすると説明をいただいておりますけれども、これについて決算書の中に含まれているのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

あと33ページ、中段の16節の委託料、水需要予測業務等ということでもありますけれども、これはどのような業務内容なのか、成果の概要をざっと教えていただきたいと思います。

あと最後、4点目ですけれども、先ほどの照井明子議員の一般質問にも重複する部分があるかと思いますが、37ページの5目水道管路緊急改善事業費、金額が10億2,000万円ほどということですが、この財源の内訳について、それぞれ国庫補助とかの部分の内訳を教えてくださいませんか。

以上です。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 平野議員の質問にお答えします。

水力発電の売電の関係ですけれども、当初計画していたよりも施設に対する影響度が大きいものですから、水づくりのほうの影響度を長い時間かけて検証しないと、なかなか維持管理のほうもうまくいかないということが判明しましたので、今現在その検証をしている最中でございます。売電収入はございません。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 平野議員の質問に答えさせていただきます。

まずは、料金収納率の低下の要因ということで御質問いただきました。委託業者とは、収納率に関して目標値を定めていまして、98%ということで、お互いにそれを目標に事業をやっております。98%ということではクリアはできているのですが、若干コンマ下2桁で低下しているということで御指摘いただきましたけれども、要因として考えられるのは、今、口座引き落としの率が若干下がっている状況があります。キャッシュレス決済ということで、スマートフォンからの引き落としというのですか、納付も進めたりしているのですが、それらが実際お客様のサービスにとっては向上している形にはなっているのですが、収納率という観点でいいますと、あくまでも会計上の話になりますけれども、3月31日時点での我々の口座に納入されているかどうかということが収納率の基本になってございますので、例えばスマホ

の代行業者のほうで入金になったとしても、我々の口座に入るのがちょっとタイムラグがあるものですから、そのタイムラグでもって収納率というのは、計算上ですけれども、若干落ちてくるところがございます。そのところで、口座であると25日というのですか、5日前の納期にしているものですから、そこら辺は31日までには入るのが確実ではあるのですけれども、そういった直接自分で納めていただける手段で31日に手続を取るとタイムラグが生じるといったのが、ちょっとした数字の低いところで若干の動きがあるのかなという分析をさせていただいております。

あとは、3つ目の質問で水需要予測業務費というところの中身は何かということで御質問をいただきました。これに関しては、我々の経営分析をする上で、財政のシミュレーションを組む上で、水需要の予測等、過去に水道ビジョン等のときにも水道の水需要に関して調べさせていただいたのですけれども、その後も若干の変化があるかどうかというところを調べる形で水需要予測というのを業務委託しております。

最後の質問ですけれども、基幹管路緊急改善事業の内訳についての令和3年度分に関して、内訳はということでした。総事業費としては、10億2,211万3,400円になります。この内訳に関して補助金が3億1,656万6,000円、出資金もこれと同額の3億1,656万6,000円、起債になりますけれども、2億1,430万円、残り留保資金になりますけれども、1億7,468万1,400円になります。内訳としては、以上になります。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 今の平野議員の関連で、10ページになりますけれども、料金の収納率というところでお聞きしたいのですけれども、資料提供で給水を止められている世帯と未収金のところ、滞納というか、滞っているところを聞いたのですけれども、今タイムラグがあるということで、その辺のところはお聞きしましたけれども、給水を止められているという状況が、徴収とかが委託されているので、なかなか企業団ではつかめないことではないかなというふうに思いますけれども、令和2年度の厚労省の通知がありまして、そこに新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、料金の支払いに困難な人には支払い猶予、柔軟な措置の検討と、給水停止に当たっても利用者の状況を踏まえて丁寧に慎重な対応をお願いいたしますというのが令和2年5月に通知が出ていました。それで、水道企業団としては、その猶予の関係では、最後まで延長をかけてくれるということで聞いておりましたけれども、その給水停止の関係はつかんで、厚労省通知に対してどのようになされたかというところを決算の段階でお聞きしたいと思います。

それで、ほかのところ、ここは厚労省の認可ということもあるのですが、水道料の減免などもできるということにはなっておりますが、その辺の対応はどういうふうと考えられたのかなというところをお聞きしたいと思います。

それから、決算というか、去年の部分でのことではないのですが、危機管理マニュアルのことでお聞きしたいのですが、今回かなり老朽管の漏水事件のことで今年度のことは出されていますけれども、この危機管理マニュアルは去年も災害のときの訓練とかをかなりされているなど、かなりというか、毎年されているなどと思って見ているのですが、地震だけではなくて、老朽管だったり、いろんなことで水が供給されなくなったときの対応について、お伺いしたいのですが、大きくても小さくても、水が止まる家庭にとっては大変なことだと思うのですが、それでこの危機管理のマニュアルに従って対策本部ができれば、私たち議員のほうにも、こういう経過でこのように改善しましたというものがあるのですが、その規模が小さかったりすると、本部が立ち上がらなければ、そういったことが知られるということではなかったと思うのです。そういった小さい規模というか、それは利用者さんにとっては関係ない部分なのですが、その規模に応じて危機管理の状況というのはどのように、本部が立ち上がらなくてもやっていっているのかお聞きしたいと思います。

すみません、長くなって。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） それでは、及川議員さんの1つ目の質問に対してお答えさせていただきます。

コロナウイルス感染症の関係で水道料金について、企業団ではどう考えて、どういった形で対応しているかということだと思うのですが、冒頭でも説明がありましたけれども、支払い猶予をさせていただいているのがまず1つです。

及川議員さんからもお話ありましたが、まず猶予に関してなのですが、現時点では給水停止をする前に、必ず予告書を差し上げるのですが、その中にコロナで支払いがちょっと難しいといった場合は、我々のほうに御連絡いただいて、猶予等の措置もありますのでということで、その文面を入れたものをお客様に、給水停止をする前に必ず送付させていただいております。ですので、猶予という観点では、必ず周知になって、万が一特にそういった厳しい状況ではない、言い方申し訳ないですが、お支払いいただけるのかなといった場合は給水停止になる場合があるのですが、どうしてもコロナの影響で難しいと判断された場合は猶予という形を取らせていただくような流れを確実にさせていただいております。

あと料金の減免については、先ほど業務報告でもお話しさせていただきましたけれども、現時点では件数ということではないのでございますけれども、猶予の申請をいただいて、今実際に猶予させていただいている方は4件ほどです。今までの累計だと125件ということでお話しさせていただきましたけれども、確実に件数的には減っている形で、あと申請いただければ、実際にこちらのほうでも親身になって、いつお支払いいただけますかということで猶予期間等も相談させていただいて取り組んでいるところでしたので、料金も値上がりしたということでもございませんので、料金減免までは企業団としては考えていないのが現状です。猶予というのが周知されているということで、この措置で進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） 危機管理マニュアルのことで御質問にお答えいたします。

まず、危機管理、災害対策本部が立ち上がるということは、非常事態というところで御認識をいただきたいと思います。通常の業務を制限して、それに当たるということです。小規模であれば通常の業務で給配水課だったりで漏水は対応することになるのですけれども、災害対策本部は漏水500件ということを決めて、それに全力で当たるために、これ以上の数値にしているということです。小さい規模に関しても、広報だったり、構成市町のほうには連絡して対応することをしておりますので、御理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 猶予のほうをメインにお知らせして、それでまず対応しながらということかなというふうに今お聞きしたのですけれども、給水停止になっている方も、数字で出してもらったらありまして、その方たちがどうしているのかなというのが非常に心配されたのですけれども、私はその背景が分からないので、どうして給水が止まったか、払えないのか、そこは企業団さんの分野ではないかもしれないのですけれども、なかなか福祉にもつながりにくいなと。私は、紫波町の福祉課とか下水道のほうにも聞いたのですけれども、そういった情報がなかなかつかめないのだなというのが今回また分かりまして、できればその辺のところが福祉につながればいいなというふうに思っているところです。

企業団さんは、ライフラインの水道をとにかく止めないように、安全な水をとというところの目的は分かりますし、そこに日夜努力されているのは分かるのですけれども、できれば給水が

止まることがないような、ここは各市町の首長さんたちのところでも考えていただけないかなと思うところですが、業務委託というところで、徴収と、そのほかに今何か配慮的なことでされているということがもし分かれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 及川議員の質問にお答えさせていただきます。

現状では、我々の、例えば給水停止の際ですけれども、給水停止をして何か月かたっても支払いがなかったとか、そういった形の場合は給水停止をしてから3営業日、3日過ぎてから、特に見た目になってしまうのですけれども、状態が変わっていないかなとか、見回りというのですか、そういった形で訪問させていただいております。そして、具合が悪かったとか何か、ちょっと状況が変わっているとか、そういったことがあれば、市町村さんに報告することになっております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 今の質問にも関連をいたしますが、私は決算審査意見書、これに基づいて質問させていただきますが、まず13ページにあります水道料金の収納状況についてでございます、1点目。

2点目は、2ページの有収率に係る内容だと思っておりますけれども、詳しくは漏水に係ります補償、その点についてお尋ねをしたいと思っております。

先ほど来答弁を聞いておりますと、私は新人の議員でございますので、非常に驚きました。というのは、このコロナ禍で給水停止をするということが、水道の公衆衛生上の任務、これに照らし合わせて、本当に妥当なものなのかということをもまず指摘をさせていただきたいと思っております。

やはりコロナ禍というのは特別な状況だというふうに、緊急事態だと思っておりますので、先ほど及川議員もお話したように、令和2年5月19日あるいは5月14日付で厚労省発出の文書がございます。「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の留意事項について、また新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援について、これを読みますと、まずは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用して、そして水道料金の減免もしていいのですという、そういう内容が出ておりますし、それから新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴って、生活福祉資金の貸付制度以外の方々に対しましても、一時的に水道料金の支払いに困難を来している者を広く対

象とするなど、しっかりと柔軟な対応をなささいという内容が発出されているわけですので、これまで御答弁を聞いていますと、新型コロナウイルス感染症対応に基づいた、厚労省発出に基づいた対応がどのようにされていたのかということについて改めて確認をさせてください。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（照井秋彦君） 実際の水道の料金を納めていただけなかった方に対しては、いろいろ御都合もあると思いますので、その際には、先ほども申し上げましたけれども、まずは督促状が行きます。それで1か月ほど、ちょっと収納も滞ったという形で、次に給水停止の予告が行くのですけれども、現在私どものほうでは、このコロナ禍ということで、給水停止も督促状を発送して、その次の月に給水停止の予告書を発送させていただく形になるのですけれども、現時点で1か月またさらに給水停止を延長させるような形で実際のところやっております。何かあったならば、こちらのほうに御連絡くださいという形で給水停止のほうにも、先ほどお話しさせていただきましたけれども、御連絡いただくような形、さらに1か月ほど通常の給水停止の期間よりは延長するような形を取って対応させていただいているところでございました。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） 問題にしたいのは、私はこうした機械的な給水停止、コロナ禍だからこそ避けるべきだと、厚労省発出はそうに述べているのです。ですので、やはりそういったところをしっかりと配慮しなければ、コロナですよ、コロナ禍ですよ。水は生活に欠かせないものだというふうに思っておりますし、公衆衛生上の大事な仕事を担っているのではないですか、企業団。やはりそういったところに照らし合わせますと、もう少し柔軟な対応をすべきだというふうに思います。

はっきり言いますと、給水停止はこのコロナ禍において中止すべきだというふうに私は考えます。様々な事情あるでしょうけれども、やはりそうしたところまで考えていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目ですが、2ページの有収率、このことに関しまして、漏水が起きたと、そういたしますと、営業や様々な事業所への影響が発生いたします。そうすると、実は岩手中部水道企業団の給水条例の第14条に、この補償について、第14条の2に「給水を制限し、又は停止しようとするときは、その期間及び区間を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない」。3、「第1項ただし書の規定による給水の制限又は

停止のため損害を生ずることがあっても、企業団は、その責めを負わない」という、そういう文脈になっております。

ということは、企業団は、例えば2件の大きな漏水事故がありました。そこでやっぱり営業中だったお店などもあって、その夜に営業できなかったと。安全な水ということではなかったので、できなかったといったときの、そうした損害賠償は請求できないということでしょうか。それとも、先ほど企業団の判断によって応じておりますというような、そうした御答弁もあったように受け止めたのですが、その点についての確認をいたしたいと思います。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 補償について説明させていただきます。

損害賠償については、漏水など予想不能、不慮の事故を原因とした場合については、積極的損害、消極的損害についての法的な賠償責任を負わないということになっておりますので、これに対する補償、いわゆる不測の事態、想定できなかったものに対しては、賠償は原則として行っておりません。

ただし、一方で、こちらが意図的にバルブ操作とか作業を行って濁水等を発生させてしまった場合は、広報等が不備ということになりますので、これに関しては損害賠償を対象としております。

あともう一点ですが、企業団としての任意の補償として、濁水に伴って機材、そういった類いが破損した場合は補償しております。

以上です。

○議長（小原享子君） 5番照井明子議員。

○5番（照井明子君） ここではないですが、他県で、沖縄県の宮古島のようにございます。やはり漏水が発生し、そのためにホテルの事業に影響したということで裁判が起きておりました。そして、高裁では、企業側の判断でございましたけれども、最高裁ではまた差戻しということで、やはり責任を負うべきではないかという内容の裁判の結果でございました。そうした意味では、賠償事件、そういったことがこれからも想定されるのではないかというふうに思っております。

水道賠償責任保険というのがあるようでございますけれども、それはこうした案件に対しての補償というものについては、補償できるものなののでしょうか。また、今の企業団では、この加入をされているものなののでしょうか、お伺いします。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（久保田幸喜君） 照井議員の御質問にお答えいたします。

その賠償の保険につきましては、当然我々のほうでも加入はしているところでございますので、先ほど答弁もございましたが、その状況に応じて損害賠償に対する保険を活用して負担するかというのを踏まえて検討した経緯もございますので、今後もそれもうまく活用していければ、活用しながら補償していければと思っています。

○議長（小原享子君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

## 日程第9 議案第10号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小原享子君） 日程第9、議案第10号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（木村 仁君） ただいま上程となりました議案第10号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し上げます。

予算第2条の収益的収入及び支出であります。詳細は7ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、併せて御覧ください。

水道事業収益につきましては、既決予定額に1,747万5,000円を増額し、予算額を68億565万3,000円とするものであります。

内容につきましては、岩手県工業用水道施設の運転管理費用増に係る受託収入の増額について補正するものであります。

水道事業費につきましては、既決予定額に5,586万円を増額し、予算額を65億6,418万8,000

円とするものであります。

内容につきましては、電気料金の高騰に係る動力費の支出増を見込むもの、並びに岩手県工業用水道施設の臨時運用及び天候不順に伴い支出増となった薬品費の補正をするものであります。

以上、令和4年度補正予算（第2号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小原享子君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第24回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会議員

菊 池 勝

岩手中部水道企業団議会議員

平 野 明 紀